

平成21年11月2日

お客様 各位

# 緊急保証制度相談窓口および 緊急保証ホットラインの設置について

当協会は、セーフティネット保証5号業種の拡充に併せて、国および大阪市の緊急施策として創設された緊急保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証(国)、大阪市緊急対策資金融資(大阪市))に関する「緊急保証制度相談窓口」を設置しています。

同保証制度に関するご相談やお問い合わせについてお気軽にご利用下さい。  
なお、電話相談は「緊急保証ホットライン」でお問い合わせ下さい。

緊急保証制度のご利用にはセーフティネット保証の認定が必要です。

< 認定手続きに関するお問い合わせ先 >

大阪市経済局金融担当の緊急相談窓口

TEL: 06 - 6264 - 9934

相談窓口名称：緊急保証制度相談窓口

開設期間：平成20年10月31日～平成22年3月末日(予定)

受付時間：9:00～17:30

場所：大阪市信用保証協会 保証相談課

(大阪産業創造館2階 中小企業プラザ内)

緊急保証ホットライン：06 - 6264 - 9845

緊急保証制度のご利用にあたっては、当協会の保証審査および金融機関の融資審査があります。



経営のあしたを拓くパートナー

大阪市信用保証協会

<http://www.cgc-osaka-shi.or.jp>